

造林補助金交付申請書に添付する造林実測図の作成方法

最終改正

造林第	820	号
昭和48年	7月18日	
森整第	34	号
令和5年	4月6日	

造林補助金交付申請書に添付する造林地実測図は、次の方法により作成する。

ただし、UAV(ドローン等の無人航空機)で撮影した写真を補正したオルソ画像により測量した場合の取扱いは別途定める。

第1 現地測量及び現地測点の保存

1 現地測量

(1) 人工造林、樹下植栽等、特殊地拵え、準備地拵え、更新伐、侵入防止柵（電気柵含む）及び防鼠溝を実施した場合は、実測するものとする。

なお、森林整備事業により準備地拵えを実施した後の人工造林及び更新伐を実施した後の樹下植栽等は、準備地拵え、更新伐を実施した当時の実測図を使用する。

(2) 除伐、保育間伐、間伐、枝打ち、伐採前特殊地拵え、殺そ剤散布、忌避剤散布、枝条巻き及び食害防止チューブで小班全体について事業を実施した場合には、現地測量を省略し森林計画図の小班区域を使用しても差し支えない。

なお、小班の一部について事業を実施した場合及び小班面積に明らかな差異がある場合には、実測する。

(3) 下刈、倒木起こしで植栽時の区画全体について事業を実施した場合には、森林整備事業により植栽した当時の実測図を使用できるものとする。

なお、区画内の一部について事業を実施した場合及び区画面積に明らかな差異がある場合には、実測する。

2 現地測点の保存

実測を行った造林地には、測点杭または立木等（以下、「測点杭等」という。）を利用して測点を明らかにし、検査員が行う竣工検査に提示できるようにする。

3 現地測点の復元等

現地測量に代えて過去の測量成果（実測図）及び森林計画図を使用した場合、現地の測点杭等が確認できないときは、検査員からの求めに応じ、主要測点を復元するものとする。

第2 実測図の作成及び面積の計測

1 縮尺

図面の縮尺は原則として次の基準による。

0.5ha以上1/5,000

0.5ha未満1/1,000

2 誤差及び許容限度

(1) コンパス等による測量の場合は、図面の誤差は閉比であらわし、3/100以内は算改法で修

正、3/100を超えるものは、再測量を行うものとする。

なお、閉比1/100以内は最終の1点で修正できるものとする。

- (2) GNSS等（全地球測位システム）による測量の場合は、GPS等の衛星から受信した計測結果を補正する機能を備えたものを対象とし、許容される誤差の限度は座標値3.000（3メートル）以内とする。

3 面積の計測

- (1) 面積は、パソコンによる作図システム等により計測するものとし、これによらないものについてはプランメーター等により測定するものとする。プランメーター等による測定は原則として3回以上とし、その平均値を求める。

なお、第1の1の（2）で小班全体について事業を実施し、森林計画図の小班区域を使用する場合は、森林調査簿の面積によるものとする。

- (2) 単位はヘクタールとし、小数点以下第3位を切り捨て、第2位に止める。

ア 施行地内の実施不可能地であって1箇所の面積が0.01ヘクタール以上であるものは除地とし、計測面積から除くものとする。

なお、広葉樹や枯死木、樹洞木等を生物多様性の観点から主伐時に単木的に保残することで生じる植栽不可能地については、1カ所の面積が0.01ha以上であっても計測面積に含めることができるものとするが、その場合の植栽不可能地の面積の合計は1ha当たり0.1haを超えないものとする。

(計算例) 施行地全体1.0001ha、除地①0.0199ha、除地②0.0149ha、除地③0.0099haの場合
→ $1.0001 - 0.0199 - 0.0149 = 0.9653$ → 0.96ha （③は除地に含まない。）

イ 森林計画図を使用する場合は、小班区域から除地を除いた後の面積の小数点以下第3位を切り捨てるものとする。

(計算例) 森林計画図1.00ha、除地0.0149haの場合 → $1.00 - 0.0149 = 0.9851$ → 0.98ha

ウ 分割された複数の施行地を同一小班とする場合は、各施行地を合算した後の面積の小数点以下第3位を切り捨てるものとする。

(計算例) 施行地①1.0055ha、施工地②1.0049haの場合
→ $1.0055 + 1.0049 = 2.0104$ → 2.01ha

4 実測図への記載事項等

- (1) 実測図には、実測年月日、実測者氏名、製図年月日、製図者、森林所有者氏名、申請番号のほか、測量野帳（測点、方位角、傾斜角、斜距離、水平距離（GNSS機器による測量の場合は、測点及び座標値で可））、作図（測点番号を表示）、縮尺、閉比、面積及びその他必要事項を記載するものとする。
- (2) 測量野帳が1枚の様式に収まらない場合は、別葉とする。
- (3) プランメーター等による面積の求積の場合には、求積過程（計測結果）を記載するものとする。